

## 南島原市社会体育施設条例施行規則

(利用者等の守るべき事項)

**第7条** 利用者及び入場者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設及び附属設備以外のものを利用しないこと。
- (2) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をし、又は寄附行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 利用後の後片付け、清掃、火気の点検、消灯及び施錠の点検を行うこと。
- (6) ごみ(缶、ビン等)は持ち帰ること。
- (7) 利用申込みの取消しをするときは、速やかに教育委員会へ届け出ること。
- (8) その他関係職員又は管理員の指示に従うこと。

改正注記

条履歴

(損壊等の届出)

**第8条** 体育施設を損傷し、又は滅失したときは、速やかに関係職員又は管理員に届け出て、その指示に従わなければならない。